

広域交付等に関する認容先例について

事案	3市間における広域交付を認容した事例 (平成16年5月14日付け法務省民一第1424号民事局民事第一課長回答)	広域連合区域内の自動交付機による戸籍の証明書の発行につき、証明書用戸籍データを使用する方式を認容した事例(平成17年9月2日付け法務省民一第1996号民事局民事第一課長回答)	財団法人地方自治情報センター(LAS DEC)作成に係る仕様に準拠した広域交付サーバを利用した自動交付機による戸籍証明書の広域交付を認容した事例(平成21年8月3日付け法務省民一第1867号民事局民事第一課長回答)
主な論点	①非本籍地である他の2市の戸籍事務従事職員が本籍地の市の戸籍記録に係る記録事項証明書を交付することの可否 ②非本籍地である他の2市の戸籍事務従事職員が本籍地の市の管理する戸籍記録に直接アクセスすることの可否	専用サーバ内の証明書用戸籍データを、証明書として使用することの可否	I 町外に広域サーバを設置し、自動交付機、住所地及び本籍地の戸籍サーバ間の電文の振り分けを行うネットワーク構成とすることについて ①戸籍システムの技術的基準(平成6年11月16日付け法務省民二第7002号通達)の他の事務を処理する電子情報処理組織から戸籍情報に直接アクセスできない機能を有するものとする基準の充足 ②戸籍情報が広域交付サーバを経由することの問題の存否 ③広域交付サーバが町外にあることのセキュリティ上の問題の存否 II 戸籍情報の送信にPDF化したデータを使用することの可否
考え方	①非本籍地である他の2市の戸籍事務従事職員に本籍地の市の市長の補助者として戸籍事務を処理するのに必要な身分、権限を付与することで可能(併任として3市の兼職規定の改正で対応) ②アクセス記録の確認機能の搭載、従事者の操作可能な機能の限定などのシステム対応により、戸籍記録に直接アクセスすることも可能(本件では、専用回線を使用し、系統的に戸籍情報の機密保持に必要な技術的措置を講じることも予定されている。)	戸籍原本と専用サーバ内の証明書用データのネットワークに異常が発生した場合、戸籍証明書自動交付サービスを緊急停止するシステムとなっていれば、使用可能(戸籍原本へのアクセスを遮断していることから、戸籍原本のセキュリティが堅固に保証される上、戸籍システム停止時においてもサービスを提供することができ、原本にアクセスするよりも戸籍証明書交付時間が短縮し、市民サービスの向上が図られるなど、メリットが大きい。)	I ①自動交付システムと戸籍情報システムとの間に証明発行サーバがある等、直接アクセスできる仕組みになっていないため、基準を満たす。 ②専用線を使用するなど、戸籍情報の漏洩の可能性が極めて低いためセキュリティが確保されている。 ③本件広域サーバはLASDECの広域システムの使用に準拠しており、システム自体のセキュリティが確保されているほか、障害発生時の迅速な対応が確保されている。 II 戸籍法等においては、証明書が付録様式等に従って字画明瞭に印字していれば問題がないから、PDF化したデータを使用することについても問題はない。
交付者/交付地	本籍地市区町村長/交付請求地	本籍地市区町村長/交付請求地	本籍地市区町村長/交付請求地